

平成 30 年度版

大田区 認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所（地域枠）用

入園後の各種手続きについて

保育園に関する
手続きについて
紹介しているぴ
ょん！！



大田区公式PRキャラクター

はねびょん

《ご注意》

保育園在園中、ご家庭の状況が変わりましたら、各種手続きが必要となる場合があります。手続きの内容が保育園の在園継続に関わるものもございますので、本冊子は必ずご一読ください。

もくじ

1. 子ども・子育て支援新制度における認定について.....	3
2. 在園について.....	4
3. 在園継続の審査.....	6
4. 家庭状況に変更があった場合.....	7
5. 退園や区外転居について.....	10
6. 保育料について.....	11
7. 保育料の変更.....	13
8. 保育料表（延長、スポット延長含）一覧.....	14
9. 保育料負担軽減について.....	15
10. 保育園運営経費について.....	17
11. 保育料の減額.....	18
12. 保育時間.....	20
13. 延長保育.....	21
14. 保育園在園証明・保育料納付証明が必要な場合.....	24
15. 保育園を休む場合.....	25
16. 在園児の健康状況に変化があった場合.....	26
17. 転園について.....	27
18. 病後児保育について.....	28
19. 子育て支援サービス.....	29
教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届の見本.....	30
マイナンバー提供のお願い.....	31

書類の準備から提出までの流れ

本冊子において、で表示されている書類は、保育サービス課所定の書類です。
各保育園や保育サービス課保育利用支援担当、各地域庁舎生活福祉課で配布しています。また、大田区のホームページから書類をダウンロードすることもできます。

書類を持参する場合は、各区立保育園、保育サービス課保育利用支援担当、各地域庁舎生活福祉課に提出してください。郵送の場合は、P.32 に記載がある保育サービス課保育利用支援担当まで送付してください。

1.子ども・子育て支援新制度における認定について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律とその他関係する法律に基づき、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため「給付制度」が導入されました。給付対象となる認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所の施設等を利用した場合、教育・保育を提供するために必要な経費（国が定める費用の額から区が保育料として定める額を差し引いた額）を給付費として支払います。

なお、この給付費については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用にあてるため、保護者に直接給付せず、区から施設等に支払うしくみ（法定代理受領）となっています（認可保育園以外については、施設が保育料を徴収します）。私立認可保育所については、法定代理受領ではなく、保育料を区で徴収し、教育・保育を提供するために必要な経費の全額を委託費として施設に支払います。

保育園を利用するには支給認定証が必要となります。

※大田区では原則、認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所への入所申込みをいただくと、後日支給認定証を郵送いたします。

支給認定証は利用する施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。また、家庭状況に変更があった場合は支給認定証の返却が必要な場合があります。詳しくは P.7 をご覧ください。

【支給認定区分】

認定区分		申請対象	利用施設
1号認定	教育標準時間認定	お子様が満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園
2号認定	満3歳以上保育認定	お子様が満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園
3号認定	満3歳未満保育認定	お子様が満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園、小規模保育所、事業所内保育所

※3号認定を受けているお子様が満3歳になり、3号認定から2号認定になる際には区が認定の変更を行います。申請は必要ありません。変更後の支給認定証は、誕生月の前後に送付します。

【保育の必要事由】

利用児童の保護者が、P.4「在園の要件（保育の必要な事由）」の就労や就学、疾病等のいずれかに該当することが必要になります。

【保育の必要量】

保育標準時間	一日あたり最長 11 時間（フルタイム就労を想定）
保育短時間	一日あたり最長 8 時間（パートタイム就労を想定）

認定を受けた保育の必要量によって保育料が異なります。また実際の保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の状況やお子様の状況等を踏まえて決まります。詳しくは、P.14、P.20～P.21 をご覧ください。

☆支給認定証の再発行

紛失等を理由に支給認定証の再発行を希望する場合は、**支給認定証再発行申請書**が必要になります。その際、本人確認と個人番号（マイナンバー）の提供が必要になります。詳しくは、P.31 をご覧ください。

2.在園について（在園基準・在園期間・要件を証明する書類）

2-① 在園の要件（保育を必要とする事由）について

保育を必要とする事由がいずれかの要件に該当し、その要件を証明する書類を提出することが必要です。

《在園の要件（保育を必要とする事由）の一覧》 家庭状況に変更がある場合はP.7～P.9 参照

要件	在園基準	在園期間	要件を証明する書類
外勤・自営 （内職含む） （注1）	週4日で1日4時間以上（実質）の就労を常態としており、相当収入（月額5万円、年間60万円以上）があること。	最長 小学校入学まで	就労（予定）証明書 就労状況申告書
就労を理由に利用していたが、産休に入る （注2）	産前・産後休暇中であること。その申告があること。	出産予定月の2か月後の末日まで	教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届
就労を理由に利用していたが、育休取得 （注3）	育児休業の証明書の提出があった場合に限る。	最長、出生児が1歳に達した翌年度の4月30日まで	育児休業証明書
疾病	入院、常時病臥、精神性又は感染症の疾病、その他通院や自宅療養を要し、育児が困難であること。	最長 小学校入学まで 又は療養を必要としなくなるまで	診断書 ※育児ができない理由の記載があること
心身障がい	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者福祉手帳3級以上の交付を受けていること。	最長 小学校入学まで	各種手帳
同居親族の介護又は看護	介護・看護を要する者が、要介護3以上である場合や付添が週3日以上かつ1日4時間以上要する場合、又は常時観察が必要な場合に該当すること。	最長 小学校入学まで 又は看護、介護を必要としなくなるまで	診断書 ※常時介護（看護）が必要との記載がある。 介護保険証 およびケアプラン
災害	火災等による家屋の損傷、災害復旧に係る事由に当たっていること。	最長 小学校入学まで	災害復旧することを証明する書類
就学 （通信教育を含む）	週4日で1日4時間以上（実質）の就学を常態としていること。	最長、小学校入学まで 通信教育の場合、3か月	在学証明書と時間割
求職中	2か月以内に就労を証明する書類を提出すること。週4日で1日4時間未満（実質）の就労も同様。	2か月	教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届
出産を理由に入所した場合	出産のため保育が困難であること。	出産予定月の前後2か月	出産予定日の記載のある母子手帳の写し
その他	上記のほか、保育が必要と認められる場合	最長 小学校入学まで	保育の必要性が確認できるもの

（注1）就労期間が年間（在園期間）の6か月（半分）を超えていることが必要です（就労と求職を繰り返し、求職期間が多すぎると保育の要件がないと判断する場合があります）。

（注2）出産予定月の2か月前までは、就労を継続している必要があります。会社の独自規定により2か月以上前から産休に入る場合には、疾病などその他の在園要件を満たさない限り退園となります。

（注3）「就労を理由に利用していたが、育休取得」については、育児休業中に退職すると保育園は退園になりますのでご注意ください。また、自営業の方が育児休業を取得して在園を継続するためには、会社が法人化し、就業規程等に育児休業の規定がなされていることが必要となります。

2-② 期限付き入所・在園

次の場合は、期限付きの入所・在園となります。その期限以降、保育園の利用を希望する場合、下記のとおりの手続きが必要になります。

1. 求職中・要件未達（就労日数・時間の不足）・就労内定の場合

求職中・要件未達（就労日数・時間の不足）の場合は、**2か月間**の期限付き入所・在園になります。保育園を継続するためには、その期限内に就労を開始し（就労日数、就労時間を増やし）、**就労（予定）証明書**等を提出してください。また、就労内定の場合は、1か月間の期限付き入所・在園になります。就労開始後に改めて**就労（予定）証明書**を提出してください。

就労の在園要件：最低週4日で1日4時間（実質）以上の勤務

2. 出産を理由に入所した場合

出産予定月の2か月後以降、引き続き利用を希望する場合は、退園となる月の10日（当日が閉庁日のときは翌閉庁日）までに新たに申込みが必要になります。ただし、改めて利用調整しますので、再入所できない場合があります。なお2月、3月の入所はありませんのでご注意ください。

3. 育児休業からの復帰予定での入所・在園の場合

入所した場合は、入所月の20日までに復帰し、**育児休業取得者復帰証明書**を当月末までに提出してください。育児休業の復帰日が入所月の21日以降になる場合や育児休業から復帰せずに退職・転職した場合は、退園になります。

在園中の場合は、「出生児が1歳に達した翌年度の4月30日まで」に復帰し、**育児休業取得者復帰証明書**を提出してください。ただし、きょうだいが入所する場合は、入所月の20日までに復帰しなければきょうだいも退園になる可能性がありますのでご注意ください。また、提出された**育児休業証明書**の期間が「出生児が1歳に達した翌年度の4月30日まで」に達しない場合は、育児休業期間に合わせた在園期間になります。その後、育児休業期間を延長された場合、改めて育児休業期間が延長された**育児休業証明書**の提出が必要になります。

4. 保育園の継続に必要な書類の提出がない場合

以下に該当する場合、保育園の継続要件が確認できないとみなし、期限付きの在園期間になります。期間が過ぎますと退園となりますので、書類の提出や申請期限にご注意ください。

- ・「継続のための状況申告書」が未提出の場合 P.6の3-① → **その年の9月30日まで**
- ・保育料決定のための税資料が未提出の場合 P.6の3-② → **その年の11月30日まで**
- ・在園要件にかかわる家庭状況に変更があったが、申告がない場合 → **変更が発生して、3か月以内**

5. 期限のある診断書や就学の証明が提出された場合

就労要件で在園していたが傷病を理由に期限のある診断書を提出された場合や、通信教育・職業訓練学校に3か月間通うこととなった場合等については、その期間内に改めて診断書や**就労（予定）証明書**等の提出が必要になります。

6. 入所時に、保護者の住所と勤務先が区外の場合

原則、入所した年度末までになります。年度を超えて継続を希望する場合は、再度入所の申込みが必要です。利用調整の結果、継続できない場合がありますのでご注意ください。

2-③ 在園期間終了のお知らせ

保育園経由で「保育の実施期間についてのお知らせ」を送付し、在園期間の終了をお知らせします。発送時期は以下のとおりです。

- ・4月、5月の終了のお知らせは、5月上旬に発送予定です。＊4月分は、書類提出が遅れている世帯が対象。
- ・6月から9月の終了のお知らせは、当月5日頃に発送予定です。
- ・10月から3月の終了のお知らせは、10月中旬に発送予定です。

なお、前記の「2-② 期限付き入所・在園」の番号 2、6 以外の場合において、**在園期間が終了する月の末日までに該当書類を提出していただければ、在園期間を延ばすことができます。**

〔例〕 仕事をしていた保護者が、6月20日に退職して求職中になった場合

⇒ P.5の「2-②期限付き入所・在園」の番号1より、保育園に在園できる期間は8月31日までです。8月末までに就労（予定）証明書等の提出があれば、在園期間の変更通知を後日送付します。
7月末までに就労（予定）証明書等の提出がなければ、「保育の実施期間についてのお知らせ」を、8月5日頃に保育園経由で送付します。8月中に就労（予定）証明書等の提出がなければ、**8月31日で保育園は退園となります。書類の提出が遅れる場合は、事前に保育サービス課保育利用支援担当までご連絡ください。**

3.在園継続の審査（継続のための状況申告書の提出について）

3-① 家庭状況の調査について

保育園に在園しているお子様がいる世帯（今年度入所したお子様がいる世帯を除く）を対象に、保育の継続が必要かどうか、又はP.4の「在園の要件の一覧」を満たす状況であるかの確認を行います。

確認内容は、5月上旬に保育園を経由して配付する「継続のための状況申告書」と前年の収入状況です。不明な点があれば、電話等による調査を行います。

《提出書類について》

「継続のための状況申告書」については、**要件を証明する書類（P.4の在園の要件の一覧参照）を添付の上**、期限までに提出してください。すべての書類が揃わないと、継続の手続きは完了しません。いずれかの書類が未提出である場合、P.5の番号4のとおり在園の継続ができない場合があります。

※提出時期や提出方法、提出先については、「継続のための状況申告書」を配付する際にお知らせします。
※家族構成や収入状況が変更となり、保育料負担軽減の対象（P.15～P.16）、保育料の減額の対象（P.18～P.19参照）になる場合でも、「継続のための状況申告書」の提出だけでは保育料の減額はできません。別途申請が必要となりますので、ご注意ください。

3-② 税資料の提出について

大田区が保有する保護者（父母）の住民税情報等により算定を行うため、税資料の提出は原則不要になります。また、平成30年7月からマイナンバー制度による自治体間の情報連携が開始されることに伴い、区外に住民票を置いている方も原則提出は不要となりますが、税資料の提出をお願いすることもあります。その際は別途ご案内いたしますので、予めご了承ください。

なお、以下に該当する方は別途手続きが必要です。

（1）住民税が未申告の方

平成30年1月1日時点でお住まいだった自治体に所得の申告をする必要があります。申告手続き後、保育サービス課保育利用支援担当までご連絡ください。なお、申告手続きの方法など詳細は、各税務署及び各自治体にお問い合わせください。

（2）平成30年1月1日時点で海外に居住していた方

大田区所定の年間給与証明書・年間収入申告書に記入し、保育サービス課保育利用支援担当まで提出してください。（保育料決定の際は住民税額を推定で算出します。）

※保護者（父母）の住民税額の合計が0円で、祖父母と同居の場合は、祖父母の住民税額にて保育料算定を行います。祖父母の税情報が把握できない場合、上記書類の提出が必要となります。なお、ひとり親の方も同様の扱いとなります。

※税資料が未提出の場合は、P.5の番号4のとおり在園の継続ができない場合があります。また、**期間が過ぎても税資料の提出がない場合は、保育料を最高階層に設定して徴収する場合がありますのでご注意ください。**

4.家庭状況に変更があった場合（支給認定を含む）

4-① 変更内容と必要書類について

下記の「変更内容・必要書類一覧」をご参照いただき、変更の手続きが必要になります。

在園期間の変更や支給認定証の再交付がある場合、保育サービス課保育利用支援担当より通知にてお知らせします。また、在園期間の終了についてはP.5の2-③のとおり、必要書類の提出をお知らせします。

☆書類の準備から提出までの流れについては、P.2をご覧ください。

《変更内容・必要書類一覧》

変更内容	必要書類 ※1	教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届 ※2	保育を必要とする状況 が分かる書類等 ※3	支給認定証の返却※3
① 住所の変更（区内）	○			○
① 住所の変更（区外）	○			○
② 氏名の変更	○			○
② 電話番号が変わった	○			
③ 転職したとき	○		○	
④ 就労日数・時間が変更になった	○			
⑤ 求職中から就労が決定した	○		○	○
⑥ 求職中となった	○			○
⑦ 保育の必要な事由の変更（例：就労→疾病、就学）	○		○	○
⑧ 婚姻した	○		○	○
⑨ 離婚した、死亡	○			○
⑩ 出産予定がある	○			○
⑪ 育児休業を取得	○		○	○
⑫ 育児休業から復帰	○		○	○
⑬ 生活保護開始または廃止	○			
⑭ 住民税額の変更	○			
⑮ 2号認定から1号認定になる （新制度の幼稚園に通う場合）	○			○
⑯ 保育の必要量の変更（保育標準時間・保育短時間）	○			○

※1 「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」の見本は、P.30をご覧ください。

※2 「保育を必要とする状況が分かる書類等」については、P.4をご覧ください。

※3 支給認定証を返却する際には、本人確認と個人番号の提供が必要になります。P.31をご覧ください。

なお、支給認定証の提出がない場合でも、書類提出は受け付けます。後日、支給認定証を返却してください。

4-② 家庭状況が変わった場合の手続き

下記の書類の提出期限は、**変更事実発生の翌月末**です。

支給認定証の返却の有無については、P.7にてご確認ください。

☆書類の準備から提出までの流れについては、P.2をご覧ください。

① 住所の変更（区内・区外）

住民登録の異動手続きを行った上で**教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届**を提出してください。区外に転出する場合は、別途手続きが必要になります。P.10をご覧ください。

② 氏名・電話番号の変更

氏名の変更があった場合は、申告が必要です。お子様の氏名に変更手続き後、**教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届**を提出してください。連絡に必要な電話番号の変更があった場合も同様に申告してください。

③ 転職した

就労開始後、速やかに**就労（予定）証明書**を提出してください。就労（予定）証明書に加えて書類を求めることもありますのでご了承ください。就労での在園要件は、最低週4日で1日4時間（実質）以上です。

求職活動が1か月以上かかる場合は、**教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届**を提出し、求職中になった旨を申告してください。

また、就労時間の変更により、⑩保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更も必要になる場合があります。手続きが遅れた場合、延長保育料がかかる場合がありますのでご注意ください。詳しくは、P.20～P.21をご覧ください。

④ 就労日数・就労時間が変更になった

速やかに**教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届**を提出してください。就労での在園要件は、最低週4日で1日4時間（実質）以上です。

また、就労時間の変更により、「⑩保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）」の変更も必要になる場合があります。手続きが遅れた場合、延長保育料がかかる場合がありますのでご注意ください。詳しくは、P.20～P.21をご覧ください。

⑤ 求職中から就労が決定した

速やかに**就労（予定）証明書**と**教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届**と提出してください。求職期間が2か月を超えてしまうと退園になります。

⑥ 求職中になった

退職日が決まった時点で、**教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届**を提出してください。退職後、2か月以内に就労を開始し、**就労（予定）証明書**を提出してください。求職期間が2か月を超えてしまうと退園になります。就労での在園要件は、最低週4日で1日4時間（実質）以上です。

⑦ 保育の必要な事由の変更

たとえば、就労していたが、怪我等を理由に保育の必要性が就労から疾病になった場合や就学を開始することになった場合については、**教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届**に「要件を証明する書類」を添付してください。その書類については、P.4をご覧ください。

⑧ 婚姻した

速やかに**教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届**と婚姻が分かるもの、新たにお子様の保護者となった父、又は母の**就労（予定）証明書**等の「要件を証明する書類」を提出してください。

また、保育料を父母の住民税で再計算します。**婚姻相手の住民税情報を大田区が保有していない（住民税未申告等）**場合には、別途税資料を提出していただくこともございます。

※保育料は、婚姻した翌月から変更となります。（婚姻日が1日の場合は当月分から変更となります。）速やかに手続きをしてください。手続きが遅れた場合は、さかのぼって保育料を再計算します。なお入籍せず、同居を開始して生計を一つにした場合も同様の手続きが必要ですのでご注意ください。

⑨ 離婚した、死亡

速やかに「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」と離婚等が分かるものを提出してください。保育料が変更になる場合があります。保育料は、提出した翌月から適用になります。提出が遅れると、保育料が下がる場合でもさかのぼることはできません。

☆妊娠がわかったら (⑩ 出産予定がある、⑪ 育児休業を取得、⑫ 育児休業から復帰)

予定日が判明した時点で、「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」を提出してください。出産を理由とする在園は、出産予定月の2か月後の末日までです。その後、産後休暇後の状況を証明する書類を提出していただくと、在園期間が延長されます。

* 切迫早産等を理由に産休期間前に休職する場合は、「診断書」の提出が必要となります。

* 会社の独自規定等で、通常の産前休業期間を超えた「産前休職制度」を利用された場合、出産予定月の前2か月間までの保育の必要性が認められないことから、退園していただくことになります。

《産休復帰する》

《育児休業を取得する》

《出産を機に退職》

<p><外勤の場合> 復帰後、「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」と「産前産後休暇取得者復帰証明書」を提出してください。</p> <p><自営の場合> 復帰後、「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」と「就労状況申告書」(復帰後の状況を記入したものを)を提出してください。</p>	<p>「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」と「育児休業証明書」を産後休暇期間中に提出してください。 * 自営業の方の育児休業は法人格の会社を除いて認めていません。</p> <p>育児休業で在園できる期間は、最長、出生児が1歳に達した翌年度の4月30日までになります。育児休業中に退職すると退園となります。ご注意ください。</p>	<p>退職が決まった時点で、「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」を提出してください。</p> <p>出産予定月の2か月後の末日以降、2か月以内に就労を開始しなければ退園となります。</p>
<p>育児休業から復帰したら、「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」と、外勤の方は「育児休業取得者復帰証明書」を、自営の方は「就労状況申告書」を提出してください。</p>		

⑬ 生活保護の受給開始または受給廃止になった場合

生活保護の受給を開始、又は受給が廃止になると保育料が変更になります。「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」と開始又は廃止がわかる書類を提出してください。

⑭ 住民税額の変更

医療費控除や扶養控除の変更等により、所得税の確定申告や修正申告を行い、住民税が変わった場合、保育料が変更になることがあります。該当する場合は、「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」と税額が変わったことが分かる税資料を提出してください。なお、平成30年度以前の保育料の変更は行いませんので、ご注意ください。

⑮ 2号認定から1号認定になる(新制度の幼稚園に通う)

保育園を退園し「支給認定証」の必要な新制度に移行した幼稚園に通う場合は、切り替えが必要となります。詳細は、直接幼稚園にお問い合わせください。

⑯ 保育の必要量の変更(保育標準時間・保育短時間)

就労時間の変更や出産等を理由に保育の必要量の変更を希望する場合は、当月1日(1日が閉庁日のときは翌開庁日)までに「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」を提出してください。当月2日以降の提出の場合、変更が翌月からとなるため、延長保育料がかかる場合があります。詳しくは、P.20～P.21をご覧ください。

5.退園や区外転居について

5-① 退園手続きについて

認可保育園を退園する場合や大田区外に転居する場合は、在園している保育園にご連絡いただいた上、退園する月の**翌月1日**(1日が閉庁日のときは翌開庁日)までに**退園届**を提出してください。**退園届**が保育サービス課に提出された時点で退園が正式に決定します。小規模保育所・事業所内保育所の場合は、保育施設の事業者と契約解除の手続きを行い、その後、保育サービス課保育利用支援担当にご連絡ください。

認可保育園を退園した方には「解除通知書」をご自宅へ送付します。小規模保育所・事業所内保育所を退園した方には、事業者との直接契約のため保育サービス課からの通知は発送しません。

～注意事項～

- ・退園届の提出が退園する月の翌月2日以降になった場合は、翌月分の保育料がかかります。
- ・月の途中で退園した場合も退園月分の保育料は1か月分がかかります。日割り計算はしません。

【例1】 10月1日退園（月変わりと同時に退園する場合）

⇒9月30日までは在園できます。10月1日までに**退園届**を提出していただければ、10月分保育料はかかりません。

【例2】 9月16日退園（月の途中で退園する場合）

⇒9月15日までは在園できます。9月分保育料は、1か月分をお支払いいただきます。翌月である10月1日までに**退園届**を提出していただければ、10月分保育料はかかりません。

5-② 区外転出後、保育園を継続して利用希望する場合

区外転出後に、通っていた保育園を継続して利用することは可能です。

以下の順で、手続きをしてください。

1. 転出先の自治体に、転入後に大田区の保育園の利用継続ができるのか、その際に必要書類があるのかを確認する。(自治体によって、転出後、保育園継続が年度末まで等の決まりがある可能性があります。)
2. 転出前に、大田区に引き続き利用希望する旨を記載した**退園届**を提出する。
3. 転出した月内に転出先の自治体の保育担当窓口で転入手続をする。

※保育料の徴収や在園継続の管理は、原則、月の1日時点で住民登録がある自治体が行うため、保育料決定に必要な税資料や就労(予定)証明書が必要になります。

～注意事項～

- ・小規模保育所・事業所内保育所の利用期間は転出した年度の年度末(3月末)までです。
- ・転出手続きや書類の提出が遅れると自治体間での手続きに時間がかかるため、速やかに手続きをしてください。

5-③ 届出がなくとも退園となる場合

以下の場合、届出がなくとも退園になります。退園が決定した場合には、「解除通知書」をご自宅へ送付します。ただし、以下⑧の「保育園の在園期間が満了したとき」には、通知は送付しません。退園を決定した月の翌月(決定が1日のときは、その月)から、通園ができなくなります。

- ① 最終登園日から起算して、**3か月以上全く通園しないとき**(里帰り出産を含む)
- ② 出生児の育児休業終了後、休業前と同じ職場に復帰しないとき
- ③ 虚偽の入園・転園・あっせん申込み理由により、入園・転園・あっせんが決定したとき
- ④ 保育の実施理由が消滅したとき
- ⑤ 保育サービス課への届出なく、大田区外へ転出したとき(国外へ出国した場合を含みます)
- ⑥ 世帯の生活の実態が、通園しない日から起算して1か月以上区外へ移っているとき(里帰り出産は除く)
- ⑦ 家庭状況の調査に必要な「継続のための状況申告書」等(P.6参照)の提出がないため、引き続き保育園に在園する要件が不明なとき
- ⑧ 保育園の在園期間が満了したとき

*小規模保育所・事業所内保育所の場合は、事業者との契約書に基づき、届出がなくとも退園になる場合があります。

6.保育料について

6-① 保育料とは

- 認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所の保育料の基準は、いずれも同じです。
- 毎月1日時点で保育園に在園している児童は、当該月分の保育料(延長保育料含む)をお支払いいただきます。保育料は、利用日数にかかわらず1か月分をお支払いいただきます。
- 保育料(延長保育料含む)はお子さまの年齢クラスにより異なります(P.14参照)。年齢クラスは、保育を実施する年度の前年度末日(3月31日)における満年齢で決まります(年齢は、誕生日の前日で1歳になると数えるため)。通年制ですので、年度途中に誕生日を迎えてもクラスや保育料は変わりません。
- 区立保育園の延長保育料は、通常保育料と同じ階層で計算します。なお、2人以上の児童が延長保育を受けていても、2人目以降の児童の延長保育料の減額はありせん。
- 私立保育園・小規模保育所・事業所内保育所(地域枠)の延長保育料については、各保育園にお問い合わせください。
- 区立民営保育園の延長保育において、2時間延長の延長保育料は1時間延長保育料の2倍、3時間延長の延長保育料は1時間延長保育料の3倍となります。
- 保育の必要性の認定区分(「保育標準時間」「保育短時間」)によって保育料が異なります。(P.14参照)
- 婚姻歴のないひとり親世帯については、保育料が軽減できる場合があるため、保育サービス課保育利用支援担当まで申し出てください。

【保育料の算定期間と算定根拠について】

保育料算定期間	平成30年4月分～平成30年8月分	平成30年9月分～平成31年8月分
保育料決定に反映する税額	平成29年度 住民税額	平成30年度 住民税額

6-② 保育料(階層)の決定方法

(1)まず、世帯の現年度住民税(区市町村民税所得割額)※の合計額により判断します。
 ※ここで言う住民税とは、「住宅借入金等特別控除(いわゆる住宅ローン減税)・寄付金控除・配当控除・外国税額控除」等の税額控除を控除する前の税額です。ふるさと納税も控除できません。
 ※保護者(父母)の住民税額の合計が0円で、祖父母と同居の場合は、祖父母の住民税額にて保育料算定を行います。

(2)現年度住民税が非課税の世帯で、ひとり親世帯等以外の世帯についてはB2階層とします。

(3)現年度住民税が非課税の世帯で、ひとり親世帯等はB1階層、生活保護を受給している世帯はA階層とします。
 B1、A階層共に保育料はかかりません。

※ひとり親世帯等の定義については、P.14をご覧ください。

【ご参考】保育料算定上の住民税額(区市町村民税所得割)の計算方法

$$\begin{aligned}
 (1) \text{ 給与所得控除後の金額〔以下A〕} - \text{所得控除の合計額〔以下B〕} &= \text{課税所得(1,000円未満は切捨て)} \\
 (2) \text{ 課税所得} \times \text{税率(6\%)} - \text{調整控除} &= \text{住民税額(区市町村民税所得割)} \text{〔X〕} \\
 &\quad \text{(100円未満は切捨て)}
 \end{aligned}$$

住民税（区市町村民税）決定通知書の見方（例）

年度 特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)																			
所得	給与収入				主たる給与以外の合算所得区分					課税標準	総所得③			特別区民税	税額控除前所得割額④				住民税額 (区市町村民税所得割)
	給与所得										山林所得			税額控除額⑤				X	
	その他の所得計										分離短期譲渡			所得割額⑥					
											分離長期譲渡			均等割額⑦					
											株式等の譲渡			特別徴収税額⑧					
											上場株式等の配当			控除不足額⑨					
											先物取引			既充当額⑩					
											扶養親族該当区分			既納付額⑪					
											本人該当区分			差引納付額(⑧-⑩-⑪、⑫)					
														変更前税額⑫					
														増減額(⑧-⑫)					
														変更					

「住宅借入金等特別税額控除」について、所得税で引ききれない場合等の理由により、住民税にも控除が認められている場合があります。この場合は、「X」と当該控除額の合算が、保育料計算上の「住民税額(区市町村民税所得割)」となります。

住民税（区市町村民税）課税・非課税証明書の見方（例）

特別区民税・都民税		課税証明書	
賦課地住所			
氏名			
相当年度	平成	年度(平成)	年分)
所得の内訳	給与所得	(収入金額)	円
		所得金額	円
	年金所得	(収入金額)	円
		所得金額	円
	*****		円
合計所得金額		円	A
雑損控除額	0円	課税総所得金額	0円
医療費控除額	0円	上記以外の課税所得金額	0円
社会保険料控除額	0円	特別区民税	所得割額 X
小規模企業共済等控除額	0円	都民税	均等割額
生命保険料控除額	0円	所得割額	0円
地震保険料控除額	0円	均等割額	0円
配偶者控除額	0円	年税額	0円
配偶者特別控除額	0円	扶養人数	2人
基礎控除額	0円	参	控除対象配偶者 無 特定扶養 0人
本人該当控除額	0円	考	老人 0人(内同居 0人) その他扶養 0人
基礎控除額	0円		16歳未満 2人
基礎控除額	0円		障害:特別 1人(内同居 1人) 普通 0人
基礎控除額	0円		被扶養者 ○○ ○○
基礎控除額	0円		○○ ○○
合計所得金額		所得控除額合計	0円
			B

6-③ 保育料のお支払い

認可保育園の保育料は、**毎月月末**（当日が閉庁日のときは翌開庁日）に当月分保育料を原則、各金融機関の口座引き落としにてお支払いいただきます。口座振替依頼書（3枚複写）は、**金融機関に提出し証明印をもらった上で、依頼書2枚目の「保育サービス課 保育利用支援担当提出用」**を提出してください。口座振替依頼書の用紙は、**区内保育園または保育サービス課保育利用支援担当にあります**。毎月5日頃までに口座振替依頼書を提出していただければ、その月分から口座引き落としを行うことができます。振替口座を変更する場合も、同様の手続きが必要です。振替口座の登録がない場合は、納入通知書にてお支払いいただきます。

納入通知書は、当月22日頃発送します。納期限は、毎月月末（当日が閉庁日のときは翌開庁日）です。

小規模保育所・事業所内保育所の保育料は、**各施設が指定する日**にお支払いいただきます。保育料の口座振替方法については、各施設にご確認ください。

6-④ 保育料が未払いのとき

認可保育園の場合、保育料納付期限の翌月 22 日頃に、当月末納付期限の「督促状兼納付書」を郵送します。督促状記載の納付期限までに「督促状兼納付書」でお支払いください。督促状の納付期限以降も納付がない場合は、保育園経由で「催告書」をお渡しします。

滞納が発生した場合は、勤務先等、日中に連絡のとれるところに催促の電話をかけたり、在園中の保育園で面接を行い催促いたします。納付していただけない場合や保護者と連絡がとれない場合は、「大田区保育の必要性の認定等に関する条例」第 7 条により、**滞納処分(給与等の差押さえ)**をすることがあります。お支払い忘れのないよう、ご注意ください。

小規模保育所・事業所内保育所の場合、未払いが続くと事業者との契約解除になる場合があります。

7.保育料の変更（保育料の階層区分の変更）

7-① 変更になる場合と必要書類について

P.7 の変更内容において、番号⑧、⑨、⑬、⑭、⑯に該当する場合は保育料が変更になります。それぞれ必要な書類をご用意いただき、保育サービス課保育利用支援担当まで申請してください。申請がない場合、保育料は変更いたしませんのでご注意ください。

7-② 変更期間について

変更事由が発生した月の翌月末までに書類を提出していただければ、変更事由の発生した月の翌月から保育料を変更します（変更事由発生が月の 1 日のときは、その月末までに書類が提出されれば、変更事由の発生した月から保育料を変更します）。

〔例 1〕 平成 30 年 6 月 20 日に婚姻した場合

⇒ 7 月末までに「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」と婚姻が分かるもの（続柄の記載がある世帯全員の住民票等）、婚姻相手の「住民税等を証明する書類」の提出（婚姻相手の課税情報を大田区が把握できない場合に限る）があれば、7 月分から保育料が変更になります。

〔例 2〕 平成 30 年 8 月 1 日に婚姻した場合

⇒ 8 月末までに「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」と婚姻が分かるもの（続柄の記載がある世帯全員の住民票等）、婚姻相手の「税額を証明する書類」の提出（婚姻相手の課税情報を大田区が把握できない場合に限る）があれば、8 月分から保育料が変更になります。

ただし、住民税の修正・訂正申告等で税額が変更したときは、現年度当初にさかのぼって保育料を再計算します。なお、平成 30 年度以前の保育料は変更しません。

7-③ 変更届等の提出が遅れた場合

変更事由が生じたにもかかわらず、「教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届」等が変更事由の発生した月の翌月末までに提出されないときは、書類を受理した月の翌月から（受理が 1 日のときはその月から）保育料を変更します。

ただし、保育料が増額となる場合は、変更事由が発生した月の翌月（発生が 1 日のときはその月）にさかのぼって保育料を変更します。

7-④ 変更届等の提出がない場合

保育サービス課保育利用支援担当において住民基本台帳等で保育料が増額となる事実の確認ができた場合は、変更事由の発生した月の翌月（発生が 1 日のときはその月）にさかのぼって保育料を変更します。その場合も、平成 30 年度以前の保育料は変更しません。

8.保育料（延長、スポット延長含）一覧

（「大田区保育の必要性の認定等に関する条例 別表」より）

平成 29 年 9 月現在

（単位：円）

階 層 区 分		保 育 料（月 額）				1 時 間 延 長 保 育 料（月 額）		ス ポ ッ ト 延 長 保 育 料 （円 / 1 時 間）
		0 歳 児 ク ラ ス	1,2 歳 児 ク ラ ス	3 歳 児 ク ラ ス	4,5 歳 児 ク ラ ス	(0), 1,2 歳 児 ク ラ ス	3 歳 児 ク ラ ス 以 上	
A	生活保護を受けている世帯又は里親世帯	0	0	0	0	0		0
B1	現年度の区市町村民税が 非課税の（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0		0
B2	現年度の区市町村民税が非課税の （上記以外の世帯）	1,000	1,000	1,000	1,000	延長申請の延長希望回数 15日以下：1,500 16日以上：2,000		
C1	現年度の区市町村民税が均等割のみの世帯	2,000	2,000	2,000	2,000			
C2	現年度の区市町村民税所得割が 30,000円未満の世帯	3,000	3,000	3,000	3,000			
C3	// 30,000円以上 50,000円未満の世帯	4,000	4,000	4,000	4,000			
C4	// 50,000円以上 60,000円未満の世帯	5,700	5,400	5,100	4,800			
C5	// 60,000円以上 70,000円未満の世帯	8,700	8,300	7,300	6,700			
C6	// 70,000円以上 80,000円未満の世帯	11,800	11,300	9,600	9,000	延長申請の延長 希望回数		400
C7	// 80,000円以上 90,000円未満の世帯	15,100	14,400	12,300	11,700			
C8	// 90,000円以上 100,000円未満の世帯	18,400	17,600	14,100	13,500			
C9	// 100,000円以上 114,000円未満の世帯	20,600	19,700	15,200	14,600			
C10	// 114,000円以上 128,000円未満の世帯	22,900	21,900	16,300	15,500			
C11	// 128,000円以上 142,000円未満の世帯	25,400	24,300	17,400	16,600			
C12	// 142,000円以上 156,000円未満の世帯	28,000	26,800	18,500	17,600	15日以下：2,000 16日以上：3,000		15日以下：1,800 16日以上：2,500
C13	// 156,000円以上 170,000円未満の世帯	30,100	28,800	19,700	18,900			
C14	// 170,000円以上 193,300円未満の世帯	31,800	30,500	21,100	20,200			
C15	// 193,300円以上 216,600円未満の世帯	34,400	33,000	22,600	21,500			
C16	// 216,600円以上 239,900円未満の世帯	38,100	36,500	24,800	22,800			
C17	// 239,900円以上 263,200円未満の世帯	40,600	38,800	26,000	23,900			
C18	// 263,200円以上 286,500円未満の世帯	42,500	40,500	27,300	25,100	延長申請の延長 希望回数		延長申請の延長 希望回数
C19	// 286,500円以上 310,000円未満の世帯	44,600	42,800	29,400	25,100			
C20	// 310,000円以上 340,000円未満の世帯	45,800	43,800	29,400				
C21	// 340,000円以上 370,000円未満の世帯	47,500	45,500	30,300	25,100			
C22	// 370,000円以上 400,000円未満の世帯	51,800	49,700					
C23	// 400,000円以上 450,000円未満の世帯	57,700	55,700	31,400	26,100			
C24	// 450,000円以上 500,000円未満の世帯	63,200	61,200					
C25	// 500,000円以上 550,000円未満の世帯	68,000	66,000					
C26	// 550,000円以上 600,000円未満の世帯	71,300	69,300					
C27	// 600,000円以上の世帯	71,800	69,800					

- 保育必要量の認定区分が「保育短時間」の方については、上表の保育料（月額）に 0.983 を乗じた額（100 円未満の端数は切捨）となります。
- 4月分～8月分の保育料については、前年度の住民税額を基に計算します。
- お子様が、認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所（地域枠）、その他施設（幼稚園等）に2人以上在籍している世帯では、2人目以降の認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所（地域枠）に在籍している児童の保育料の負担軽減があります（P.15～P.16 参照）。
- 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者がなく現に児童を扶養している者の世帯のほか、大田区が規則で定める世帯になります（大田区が規則に定める世帯：身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている等、詳細はお問合せください）。その中で、区市町村民税所得割額が、48,600 円未満の場合の保育料は、上記より 1,000 円引いた額になります。

9.保育料負担軽減について

9-①保育園や幼稚園等に通所している小学校就学前の子どもが2人以上いる場合

【対象世帯】

2人以上の子どもを認可保育園等（認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所（地域枠）、小学校就学前のその他施設（幼稚園等）に預けている場合、認可保育園等に在園している子どもの保育料は、そのお子様を含めて、年齢順に上から数え、2人目が保育料の100分の40（区市町村民税非課税世帯においては無料）となり、3人目以降は、保育料が無料になります。ただし、延長保育料は除きます。

例)

第一子 認可保育園等 満額	第一子 幼稚園	第一子 幼稚園
第二子 認可保育園等 40/100	第二子 認可保育園等 40/100	第二子 幼稚園
第三子 認可保育園等 無料	第三子 認可保育園等 無料	第三子 認可保育園等 無料

*小学生以上や認可外保育所に在園しているお子様は含みません。

すべてのお子様認可保育園等のみに在園している場合は、手続きは不要です。しかし、その他施設（幼稚園等の子ども・子育て支援法施行令に定めがある施設）に預けている場合は、手続きが必要になります。

なお、認可外保育所（東京都認証保育所や定期利用保育事業、家庭福祉員等）に通園している場合は、当該保育料負担軽減の対象となりませんが、別途、保育料減額申込ができます。詳細はP.18をご覧ください。

【手続きについて】

認可保育園等に在園している児童の兄や姉がその他施設（幼稚園等の子ども・子育て支援法施行令に定めがある施設）に在籍している場合の保育料軽減を受けるためには、届出書を提出する必要があります。

★届出対象施設★

幼稚園（新制度移行幼稚園除く）、特別支援学校の幼稚部、認定こども園、児童心理治療施設通所部、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター

※東京都認証保育所や定期利用保育事業、家庭福祉員等の認可外保育施設は除きます。

～必要書類～

- ・ **多子世帯保育料軽減届出書**

※預けていることが分かる書類を添付してください（在園期間の記載があるものに限る）。様式は問いません。

～注意事項～

- ・届出書の提出があった場合、**年度内に限り**、適用期間当初にさかのぼり、該当期間に適用します。過払い部分の保育料については、未払いの保育料に充当又は、還付（返金）します。
- ・適用決定後、保育料決定通知を送付します。還付（返金）の際には還付通知にてお知らせします。
- ・適用期間中に当該施設を退所する場合は、保育サービス課保育利用支援担当まで必ずご連絡ください。届出がなく、退所していることが判明した場合は、さかのぼって差額を支払っていただきます。

9-② 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減の拡大について

【対象世帯】

年収約360万円未満の世帯については、年齢制限なく、生計を一にするすべての子ども（※1）を対象に年長者から第一子、第二子と数えて、保育料を軽減します。ただし、延長保育料は除きます。

次の①、②の世帯が対象です。

① 区市町村民税所得割額が、57,700円未満の世帯の場合

生計を一にする第一子の年齢に関わらず、認可保育園等に在園している児童の保育料は、第二子の場合、保育料の100分の40（区市町村民税非課税世帯においては無料）、第三子以降の場合、無料になります。

例)

第一子 認可保育園等 満額	第一子 すべての子ども	第一子 すべての子ども
第二子 認可保育園等 40/100	第二子 認可保育園等 40/100	第二子 すべての子ども
第三子 認可保育園等 無料	第三子 認可保育園等 無料	第三子 認可保育園等 無料

- ② 区市町村民税所得割額が、77,101 円未満、かつ、ひとり親世帯等（※2）に該当する場合
 生計を一にする第一子の年齢に関わらず、認可保育園等に在園している児童の保育料は、第一子の場合、
 保育料の100分の40、第二子以降の場合、無料になります。

例)

第一子 認可保育園等 40/100	第一子 すべての子ども	第一子 すべての子ども
第二子 認可保育園等 無料	第二子 認可保育園等 無料	第二子 すべての子ども
第三子 認可保育園等 無料	第三子 認可保育園等 無料	第三子 認可保育園等 無料

区市町村民税所得割額は、P.12の住民税（区市町村民税）決定通知書の見方（例）、住民税（区市町村民税）課税・非課税証明書の見方（例）のXの部分で確認できます。

- ※1「生計を一にする」とは、同一世帯以外に、就労や就学、療養等の都合で、別居であっても、仕送り等があり、生計が同じと認められる場合も含まれます。

「すべての子ども」の中には、成人した子であっても該当する場合があります。

- ※2「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者がなく現に児童を扶養している者の世帯のほか、大田区が規則で定める世帯になります（大田区が規則に定める世帯：身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている等、詳細はお問合せください）。

①、②の状況が、保育サービス課保育利用支援担当で確認できない場合、この保育料負担軽減を受けるためには手続きが必要です。

【適用期間】

適用期間	平成30年4月分～平成30年8月分	平成30年9月分～平成31年8月分
保育料軽減に反映する税額	平成29年度 住民税額	平成30年度 住民税額

【手続きについて】

以下の（1）、（2）に該当する場合は、保育サービス課で確認できないため、この保育料負担軽減を受けるための届出が必要です。

- （1）別世帯に生計を一にするお子様のきょうだいがいる場合や婚姻等を理由に同居している子どもの人数が変わった場合
 （2）同一世帯の要保護者（障害手帳が交付されている等）について保育料の減額申請をしていない場合

～必要書類～

（1）の場合

- 多子世帯保育料軽減届出書 ※前の①に該当する場合
 - ひとり親世帯等保育料軽減届出書 ※前の②に該当する場合
- ※ 住民票と常に生活費や学費、療養費を送金していることが分かる書類を添付してください。

（2）の場合

- ひとり親世帯等保育料軽減届出書
- ※ 障害者手帳の写しや証書、通知書等を添付してください。

～注意事項～

- 届出書の提出があった場合、年度内に限り適用期間当初にさかのぼり、該当期に適用します。過払い部分の保育料については、未払いの保育料に充当又は還付（返金）します。
- 適用決定後、保育料決定通知を送付します。還付（返金）の際には還付通知にてお知らせします。
- 適用期間中に届出内容に変更があった場合は、保育サービス課保育利用支援担当までに必ずご連絡ください。届出がなく、適用できないことが判明した場合は、さかのぼって差額を支払っていただきます。
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れている場合は、改めて提出を依頼する場合があります。
- （2）の場合、保育料の減額と同時適用できる場合があります。

【保育料軽減内容の変更について】

平成29年9月からの保育料階層変更に伴い、当初の保育料から半額になる軽減が、当初の保育料からその40%になる軽減に変更になりました。